

証券コード 9082
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 大塚 一基

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

なお、当日のご来場をお控えいただく場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」
(昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項
 1. 第115期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.daiwaj.com/
----------	---

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い】

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、日ごろの健康状態にご留意いただいた上でご出席ください。特にご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、くれぐれも無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。
 - 当日、役員及び事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
 - ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用、会場受付にて検温・アルコール消毒等へのご協力をお願いいたします。
 - なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- 以上、時節柄、株主の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響が長期化するなか、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が本格的に進み、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や10月1日の緊急事態宣言解除の効果もあり、経済活動の持ち直しの動きは見られたものの、新たな変異株の出現によるまん延防止等重点措置の実施等、断続的な人流抑制の影響を受け、依然として先行き不透明な厳しい状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、お客様や従業員の安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限留意しながら、将来のモビリティのサービス化(MaaS)やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2021」の第3期目を推進いたしました。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やテレワークの浸透等で減少していた売上高は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による人流抑制の影響を受け、不安定な状況が続いたため、大幅な回復にまでは至らず、売上高は15,271百万円(前期比32.4%増)、営業損失は1,234百万円(前期は営業損失3,544百万円)、経常損失は27百万円(前期は経常損失2,088百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,824百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,721百万円)となりました。

なお、雇用調整助成金1,179百万円を営業外収益に計上いたしました。また、東京都大田区昭と島土地売却等による固定資産売却益3,012百万円を特別利益に計上いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の期首より、報告セグメントの区分を変更しており、当連結会計年度の比較・分析についても、変更後の区分に基づいております。

① 旅客自動車運送部門

タクシー部門では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施していた計画供給調整（稼働タクシー車両台数の減少）を10月中旬より解除した効果もあり、前期の実績からは回復基調で推移した結果、売上高は7,526百万円（前期比47.3%増）となりました。当グループの課題である乗務員不足解消の施策として、前年度に続き積極的な採用活動の展開と、採用者への接客やマナーの教育・訓練には注力しているものの、乗務員の増加にまでは至りませんでした。一方で、旅客自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画に賛同し、働きやすい職場環境を整えた結果、申請した全ての事業所において運転者職場環境良好認証制度の認証を受けました。顧客サービスにおいては、事前確定運賃サービスや需要予測サービス等の配車アプリ「S.RIDE」の提供や、QRコードやSuica等の各種電子マネーによる決済サービスの充実、更には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛が要請されていた中、不特定多数の方との接触の機会を減らせるタクシー往復送迎付き宿泊プラン等のサービスに注力いたしました。加えて、2自治体と契約締結し新型コロナワクチン接種会場へのタクシー送迎サービスや、タクシーコール機器の病院への設置によるタクシー送迎サービスを実施しました。引き続き、モビリティのサービス化（MaaS）、自動運転分野の実証実験、需要予測サービスの実証検証に積極的に参画し、異業種や大学等の学術機関との連携を深めることで、新たな移動サービスの提供の実現に努めております。特に自動運転分野に関しては、株式会社日本総合研究所が高齢化社会に向け交通弱者でも地域内外の移動をスムーズにし、地域内外の商店・企業等と地域をつなげ、住民同士の関わり合いの機会を作ることを目指している「まちなか自動移動サービス事業構想コンソーシアム」に当社も参画し、各種サービスの開発に取り組んでおります。輸送の安全確保面では、新型コロナウイルス感染症予防とまん延防止の対策を最優先に取り組み、車内除菌や消毒、窓開放による換気、乗務員の体温チェックと手洗いうがいの徹底に加え、後部座席タブレットを用いたお客様におけるマスク着用依頼の画像配信や、感染防止L字ボードとオゾン発生装置の全車両設置を実施いたしました。

ハイヤー部門では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの、お客様における経済活動が緩やかに回復していることもあり、売上高は2,522百万円（前期比7.5%増）となりました。ハイヤー部門におきましても、車内除菌や消毒、窓開放による換気、乗務員の体温チェックと手洗いうがいの徹底に加え、ワンボックス車両への感染防止L字ボード設置と、オゾン発生装置の全車両設置を実施いたしました。経費面では、駐車場や事務所賃料の値下げ交渉、更には第1四半期中に自社ビルへの一部事務所移転させる等、経費支出の圧縮を実現し、利益率の改善・向上に努めてまいりました。営業面では、お客様の新型コロナウイルス感染症防止対策として通勤時のハイヤー利用を積極的にセールスした結果、新規顧客を獲得することができました。また、移動テレワーク室の実証実験を行う等、新規サービス開発にも取り組ん

であります。福祉輸送部門においては、不特定多数の方との接触の機会を減らせる安全な移動手段として通学時の福祉車両利用を積極的にセールスいたしました。また、新人乗務員指導係を増員し、乗務員未経験者に対する教育体制も更に充実させました。加えてシルバー人材センターへの乗務員求人登録や運転者職場環境良好認証制度の認証を受けました。

以上の結果、タクシー部門及びハイヤー部門並びに関連するその他の収益を加えた旅客自動車運送事業の売上高は10,049百万円（前期比34.7%増）、営業損失は619百万円（前期は営業損失3,061百万円）となりました。旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全、おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

② 不動産部門

不動産事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、引き続きテナントの要望に沿った施設の改善、オフィスビルや賃貸マンションのリノベーションを実施するとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行う等、事業収益の増強に取り組んだ結果、オフィスビルや賃貸マンションの稼働率が改善し、賃貸収入売上が前期に比して増額で推移いたしました。しかし、リノベーションへの積極的取組により、利益が減少いたしました。

以上の結果、不動産事業の売上高は897百万円（前期比2.0%増）、営業利益は215百万円（前期比28.2%減）となりました。

③ 販売部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入コストの見直しや新型コロナウイルス感染症対策用品（非接触型体温測定器、除菌スプレー器、抗原検査キット、タクシー車両用オゾン発生器等）の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、2021年の秋から続く原油価格の更なる上昇や、新たな変異株への置き換わり等による感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響もあり、自動車燃料の需要が減少する等、厳しい状況が続きました。

金属製品製造販売部門では、安定的な収益基盤を確立するため、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しております。主力商品である集合住宅用標準外階段の生産高は堅調に推移いたしました。共同出資企業のベトナム工場がコロナ禍によりロックダウンしたことを受け、一時的に国内生産を増強し生産量の減少を最小限に止めると同時に価格交渉を行うことで、営業利益の確保に努めてまいりました。

以上の結果、販売事業の売上高は2,151百万円（前期比18.6%減）、営業利益は68百万円（前期は営業損失62百万円）となりました。なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用し、販売事業の一部取引において純額で収益を認識する方法へ変更したため、販売事業売上高の前期比に差異が生じております。

④ サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。メイン事業の顧客であるゴルフ場の利用動向につきましては、コンペ等の団体利用及びレストラン営業は減少しているものの、個人利用客は大きな影響を受けておらず、むしろ来場者数は増加しております。また新規のゴルフ場との契約も受注し、安定的な収益を確保いたしました。一方、今期はゴルフ場の来場者の増加により、営業時間の短縮が発生した前期に比べフィールドスタッフの労務費が増加したため、利益が減少いたしました。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,173百万円（前期比293.1%増）、営業損失は1百万円（前期は営業損失3百万円）となりました。なお、サービス・メンテナンス事業部門は、前期において株式会社トータルメンテナンスジャパンを子会社化（みなし取得日は、2020年12月末）したことに伴う新セグメントであり、同社の業績は2021年1月以降の実績に反映されるため、売上高の前期比に差異が生じております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、江東本社ビルの修繕、羽田事業所移転に伴う王子事業所の拡充及び修繕、賃貸ビルの大規模修繕を実施しました。なお、設備資金は自己資金で調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、ドライバーの不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2022年度を初年度とする中期3ヶ年経営計画「中期経営計画2024」を策定いたしました。

グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第112期 [2018.4~2019.3]	第113期 [2019.4~2020.3]	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]
売上高	16,928,694千円	16,026,943千円	11,533,786千円	15,271,830千円
経常利益又は損失(△)	360,830千円	87,456千円	△2,088,716千円	△27,659千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失(△)	244,595千円	635,148千円	△1,721,145千円	1,824,410千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	59円21銭	152円52銭	△408円46銭	427円34銭
総資産	21,946,262千円	23,035,063千円	29,449,894千円	30,159,590千円
純資産	8,262,060千円	8,858,890千円	7,325,747千円	9,195,385千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

個別

区 分	第112期 [2018.4~2019.3]	第113期 [2019.4~2020.3]	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]
売上高及び営業収益	2,309,560千円	2,288,672千円	1,544,220千円	1,468,315千円
経常利益又は損失(△)	177,563千円	140,653千円	△1,604,503千円	△413,273千円
当期純利益又は損失(△)	153,311千円	172,136千円	△1,220,830千円	1,509,188千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	37円11銭	41円34銭	△289円73銭	353円50銭
総資産	17,148,334千円	17,300,678千円	22,570,247千円	25,948,352千円
純資産	7,608,948千円	7,743,396千円	6,538,095千円	8,118,153千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首より適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
大和物産株式会社	30,000千円	100.0%	自動車用燃料等販売事業
大和自動車株式会社	54,100	100.0	タクシー事業
大和工機株式会社	45,000	100.0	金属製品製造事業
大和自動車王子株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社スリーデイ	30,000	100.0	不動産事業
大和交通保谷株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通羽田株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通江東株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通立川株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10,000	100.0	ハイヤー事業
株式会社丸井自動車	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社トータルメンテナンスジャパン	20,000	100.0	サービス・メンテナンス事業
日本自動車メーター株式会社	20,000	87.9	自動車用品販売・修理

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

- ①旅客自動車運送事業：ハイヤー事業、タクシー事業
- ②不動産事業：不動産売買・賃貸・仲介事業
- ③販売事業：燃料販売、資材販売、金属製品販売事業
- ④サービス・メンテナンス事業：清掃・メンテナンス事業

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

(a) 当社
賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス日本橋	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
大和銀座一ビル	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
十一屋ビル	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
木村ビル	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
ヤマトビル	東京都中央区	名古屋路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田Ⅱ	東京都千代田区	テラス府中	東京都府中市
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス浦安	千葉県浦安市
大和王子ビル	東京都北区	千住ビル	東京都足立区

(b) 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車王子株式会社	東京都北区
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通羽田株式会社	東京都北区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
不動産事業	株式会社丸井自動車	東京都足立区
	株式会社スリーデイ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーカー株式会社	東京都江東区
サービス・メンテナンス事業	株式会社トータルメンテナンスジャパン	東京都江東区

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,920名	△149名
不動産事業	44名	6名
販売事業	108名	0名
サービス・メンテナンス事業	815名	△48名
全社(共通)	96名	△33名
合計	2,983名	△224名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当連結会計年度末より「不動産事業」を「不動産事業」及び「サービス・メンテナンス事業」に変更しております。前連結会計年度末の「不動産事業」は901名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	△12名	47.6歳	16.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,007百万円
株式会社みずほ銀行	2,912百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,342百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,122百万円
株式会社りそな銀行	834百万円
株式会社三菱UFJ銀行	671百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,250,000株
- ③ 株主数 1,117名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新倉文明	423千株	9.55%
東都自動車株式会社	379千株	8.57%
太陽生命保険株式会社	375千株	8.47%
第一生命保険株式会社	275千株	6.21%
吉田満	266千株	6.01%
株式会社白亜	178千株	4.02%
安田一	150千株	3.39%
大和自動車交通社員持株会	140千株	3.18%
新倉眞由美	140千株	3.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)	135千株	3.05%

(注) 持株比率は自己株式 (822千株) を控除して計算しております。なお、役員報酬B I P信託が保有する当社株式 (135千株) は、自己株式に含めず計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 30,000株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(4) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	前 島 忻 治	ハイヤー・タクシー業界活動、海外提携活動、関連事業 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	大 塚 一 基	最高業務執行責任者 営業企画、乗務員採用教育、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長
専務取締役	齋 藤 康 典	専務執行役員管理本部長 総務・労務、予算管理、経理・財務担当 大和交通保谷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 雄 二 郎	執行役員経理部長 経理・財務担当
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	田 中 明 夫	東洋埠頭株式会社 社外取締役
取 締 役	田 村 泰 朗	公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長 太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員 株式会社T&Dホールディングス 専務執行役員 株式会社陽栄ホールディング 社外取締役
常 勤 監 査 役	小 林 幸 雄	
監 査 役	鐵 義 正	住友林業株式会社 社外監査役
監 査 役	若 槻 治 彦	

- (注) 1. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鐵 義正及び若槻治彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏、監査役 鐵 義正及び若槻治彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、田中明夫氏、田村泰朗氏及び監査役 鐵 義正氏、若槻治彦氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (役員報酬B I P 信託)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	75 (4)	51 (4)	- (-)	- (-)	24 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (5)	11 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 業績連動報酬(金銭報酬)は、取締役に対して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

(注3) 業績連動報酬(役員報酬B I P 信託)は、取締役に対して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

(注4) 非金銭報酬等は、取締役に対して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じて総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行または処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。

(注5) 業績連動報酬に係る各指標の目標及び実績は以下のとおりです。

	2020年度		2021年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績
売 上 高	12,200百万円	11,533百万円	15,200百万円	15,271百万円
経 常 利 益	△1,490百万円	△2,088百万円	△50百万円	△27百万円

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。
3. 取締役の業績連動報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において年額200百万円以内と決議をいただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。
4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月26日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しますが、監

督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額等については、2021年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長大塚一基氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

⑦ 社外役員に関する事項

取締役 田中 明夫

ア、重要な兼職先と当社との関係

東洋埠頭株式会社 社外取締役

東洋埠頭株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は14回中14回すべてに出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

取締役 田村 泰朗

ア、重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長

太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員

株式会社T & Dホールディングス 専務執行役員

株式会社陽栄ホールディング 社外取締役

公益財団法人太陽生命厚生財団と当社は、特別の関係はありません。

太陽生命保険株式会社は、当社株式375千株（持株比率8.47%）を保有する大株主です。また同社と当社は、保険等の取引関係があります。

株式会社T & Dホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

株式会社陽栄ホールディングと当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は14回中12回に出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

監査役 鐵 義正

ア、重要な兼職先と当社との関係

住友林業株式会社 社外監査役

住友林業株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は14回中13回出席、監査役会は12回中12回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 若槻 治彦

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は14回中14回出席、監査役会は12回中12回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
 - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
 - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
 - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
 - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
 - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
 - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 監査役は、その職務を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
 - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。
 - (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において取締役会を14回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

- (2) 監査役の職務執行

監査役は、当該事業年度において監査役会を12回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

- (3) 内部監査の実施

計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2022年度を初年度とする中期3ヶ年経営計画「中期経営計画2024」に取り組んでおります。ハイヤー部門は、お客様の新型コロナウイルス感染症防止対策として通勤時のハイヤー利用を積極的にセールスした結果、新規顧客を獲得することができました。また、移動テレワーク室の実証実験を行う等、新規サービス開発にも取り組んでまいります。福祉輸送部門は、不特定多数の方との接触の機会を減らせる安全な移動手段として通学時の福祉車両利用を積極的にセールスいたしました。タクシー部門は、事前確定運賃サービスや需要予測サービス等の配車アプリ「S.RIDE」の提供や、QRコードやSuica等の各種電子マネーによる決済サービスの充実、更には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛が要請されていた中、不特定多数の方との接触の機会を減らせるタクシー往復送迎付き宿泊プラン等のサービスに注力いたしました。加えて、2自治体と契約を締結し新型コロナワクチン接種会場へのタクシー送迎サービスや、タクシーコール機器の病院への設置によるタクシー送迎サービスを実施しました。引き続き、モビリティのサービス化（MaaS）、自動運転分野の実証実験、需要予測サービスの実証検証に積極的に参画し、異業種や大学等の学術機関との連携を深めることで、新たな移動サービスの提供の実現に努めてまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善、オフィスビルや賃貸マンションのリノベーションを実施するとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地の地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行う等、事業収益の増強に取り組んだ結果、オフィスビルや賃貸マンションの稼働率が改善いたしました。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は、新型コロナウイルス感染症対策用品（非接触型体温測定器、除菌スプレー器、抗原検査キット、タクシー車両用オゾン発生器等）の販売を行い、より一層のきめ細かいサービスの提供を推進する等、顧客営業を強化しております。金属製品製造販売部門は、安定的な収益基盤を確立するため、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しております。

サービス・メンテナンス事業では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業と

しており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以 上

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

《資 産 の 部》		《負 債 の 部》	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,511,122	流 動 負 債	8,307,643
現金及び預金	8,612,237	支払手形及び買掛金	434,487
信託預金	635,492	短期借入金	4,070,000
受取手形、売掛金及び契約資産	1,420,150	1年内返済予定の長期借入金	856,584
商品及び製品	76,306	リース債務	556,715
仕掛品	23,671	未払金	26,899
原材料及び貯蔵品	74,722	未払費用	1,064,387
前払金	38,136	未払法人税等	410,372
前払費用	292,922	未払消費税等	455,267
その他	350,954	前受金	32,317
貸倒引当金	△13,473	与引当金	126,976
固 定 資 産	18,648,468	その他	273,637
有 形 固 定 資 産	17,098,631	固 定 負 債	12,656,561
建物及び構築物	5,337,139	長期借入金	8,129,797
機械器具及び什器備品	230,080	リース債務	781,232
車両運搬具	4,674	長期預り金	463,776
土地	10,394,023	繰延税金負債	2,092,047
リース資産	1,131,887	退職給付に係る負債	786,639
建設仮勘定	825	資産除去債務	294,121
無 形 固 定 資 産	207,127	株式報酬引当金	55,902
顧客関連資産	160,626	その他	53,043
ソフトウェア	30,715	負 債 合 計	20,964,205
その他	15,785	《純 資 産 の 部》	
投 資 其 他 の 資 産	1,342,709	株 主 資 本	8,959,657
投資有価証券	693,993	資本金	525,000
長期貸付金	110,616	資本剰余金	10,732
長期前払費用	122,731	利益剰余金	9,436,896
繰延税金資産	39,807	自己株式	△1,012,971
その他	545,782	その他の包括利益累計額	191,234
貸倒引当金	△170,222	その他有価証券評価差額金	217,115
[資 産 合 計]	30,159,590	繰延ヘッジ損益	△18,516
		退職給付に係る調整累計額	△7,364
		非支配株主持分	44,492
		純 資 産 合 計	9,195,385
		[負債・純資産合計]	30,159,590

招集ノ通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	15,271,830		
売上	14,776,115		
販売費及び一般管理費	495,714		
営業外損収	1,729,932		
営業外損収	△1,234,218		
受取利息	1,284		
受取配当金	19,528		
保険配当金	40,399		
受取家賃	31,157		
雇用調整助成金	1,179,058		
その他	92,302		1,363,729
営業外費用			
支払利息	151,189		
その他	5,981		157,171
経常損			△27,659
特別利益			
固定資産売却益	3,012,327		
投資有価証券売却益	12,016		
その他	22,499		3,046,843
特別損失			
固定資産売却損	16,311		
固定資産除却損	115,944		
減損損失	213,234		
事業所移転費用	2,325		
その他	4,467		352,284
税金等調整前当期純利益			2,666,899
法人税、住民税及び事業税	435,583		
法人税等調整額	406,896		842,480
当期純利益			1,824,418
非支配株主に帰属する当期純利益			8
親会社株主に帰属する当期純利益			1,824,410

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	525,000	10,732	7,647,593	△1,084,969	7,098,356
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△17,592	-	△17,592
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,824,410	-	1,824,410
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△17,514	71,997	54,482
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,789,303	71,997	1,861,300
当 期 末 残 高	525,000	10,732	9,436,896	△1,012,971	8,959,657

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	211,548	△33,888	5,246	182,906	44,484	7,325,747
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△17,592
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	1,824,410
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	54,482
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	5,567	15,371	△12,611	8,328	8	8,336
当 期 変 動 額 合 計	5,567	15,371	△12,611	8,328	8	1,869,637
当 期 末 残 高	217,115	△18,516	△7,364	191,234	44,492	9,195,385

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

＜資産の部＞		＜負債の部＞	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,870,313	流動負債	8,352,476
現金及び預金	7,383,271	買掛金	131,295
信託預金	635,492	短期借入金	3,800,000
売掛金	67,706	1年内返済予定の長期借入金	402,888
貯蔵品	9,838	リース負債	26,010
前払金	12,307	未払金	198,941
前払費用	72,304	未払費用	247,019
短期貸付金	15,367	未払法人税等	241,745
未収入金	865,607	前受金	21,197
その他の金	243	短期預り金	44,882
貸倒引当金	△191,825	関係会社預り金	3,141,921
固定資産	17,078,039	前受金	69,574
有形固定資産	15,576,147	賞与引当金	27,000
建物	4,282,294	固定負債	9,477,723
建物附属設備	359,305	長期借入金	6,325,455
構築物	216,176	繰延税金負債	36,164
機械器具	39,495	長期預り金	1,676,059
車両運搬具	140	退職給付引当金	382,409
什器備品	49,208	資産除却負債	270,363
土地	10,572,415	株式報酬引当金	130,450
リース資産	56,285	関係会社事業損失引当金	55,902
建設仮勘定	825	その他の	548,227
無形固定資産	31,185	負債合計	17,830,199
ソフトウェア	23,945		
その他の	7,240	＜純資産の部＞	
投資その他の資産	1,470,706	株主資本	8,091,856
投資有価証券	262,981	資本金	525,000
関係会社株式	947,782	資本剰余金	2,491
差入保証金	10,677	資本準備金	2,491
長期貸付金	19,634	利益剰余金	8,577,336
関係会社長期貸付金	80,000	利益準備金	131,250
その他の	240,774	その他の利益剰余金	8,446,086
貸倒引当金	△91,143	退職積立金	197,550
		固定資産圧縮積立金	3,833,161
		別途積立金	1,146,000
		繰越利益剰余金	3,269,374
		自己株式	△1,012,971
		評価・換算差額等	26,297
		その他有価証券評価差額金	44,813
		繰延ヘッジ損益	△18,516
		純資産合計	8,118,153
[資産合計]	25,948,352	[負債・純資産合計]	25,948,352

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高及び営業収益	1,062,896
売上高及び営業費用	405,419
売上高及び営業費用	1,468,315
売上高及び営業費用	892,880
売上高及び営業費用	889,047
売上高及び営業費用	1,781,927
販売費及び一般管理費 (△)	△313,612
営業外損収	60,451
営業外損収	△374,062
受取利息	1,761
受取配当金	6,925
受取配当金	40,399
雇用調整助成金	16,219
その他	24,256
営業外費用	89,561
支払利息	122,743
その他	6,028
経常損 (△)	128,772
特別利益	△413,273
固定資産売却益	2,987,355
その他	20,249
特別損失	3,007,605
固定資産売却損	112,712
固定資産売却損	16,311
関係会社株式評価損	300,928
その他	1,627
税引前当期純利益	431,580
法人税、住民税及び事業税	2,162,751
法人税等調整額	231,432
当期純利益	422,130
	653,562
	1,509,188

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 利 益 剰 余 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
			資 利 益 準 備 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					退 積 立 金	職 員 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	2,861,920	1,146,000	2,766,534	△1,084,969	6,545,777	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△17,592	-	△17,592	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	△17,514	71,997	54,482	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,509,188	-	1,509,188	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-	1,009,366	-	△1,009,366	-	-	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△38,125		38,125	-	-	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	971,241	-	502,840	71,997	1,546,078	
当 期 末 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,833,161	1,146,000	3,269,374	△1,012,971	8,091,856	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	26,205	△33,888	△7,682	6,538,095
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△17,592
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	54,482
当 期 純 利 益	-	-	-	1,509,188
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	18,607	15,371	33,979	33,979
当 期 変 動 額 合 計	18,607	15,371	33,979	1,580,058
当 期 末 残 高	44,813	△18,516	26,297	8,118,153

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡昌樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡 昌樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

大和自動車交通株式会社 監査役会
常勤監査役 小林 幸雄
監査役 鐵 義正
監査役 若槻 治彦

(注) 監査役鐵 義正、若槻治彦両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第115期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、8,854,238円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第17条～第20条 (条文省略)	第17条～第20条 (現行どおり)
〈新設〉	<p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役大塚一基氏、齋藤康典氏、新倉眞由美氏、田村泰朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おお つか かず き 大塚一基 (1960年7月1日生)	<p>1984年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2013年5月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社執行役員総合企画部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員営業企画部長</p> <p>2014年6月 当社取締役 執行役員営業企画部長</p> <p>2015年6月 当社常務取締役 執行役員営業企画部長</p> <p>2018年6月 当社専務取締役 専務執行役員営業本部長</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長 最高業務執行責任者（現任）</p> <p>営業企画、乗務員採用教育、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当（現在に至る）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>大和物産株式会社 代表取締役社長</p> <p>日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長</p>	16,500株
2	さい とう やす のり 齋藤康典 (1960年11月22日生)	<p>1986年3月 当社入社</p> <p>2001年11月 当社人事課長</p> <p>2005年7月 当社総務部次長</p> <p>2007年6月 当社執行役員総務部長</p> <p>2014年6月 当社取締役 執行役員総務部長</p> <p>2015年6月 当社常務取締役 執行役員総務部長</p> <p>2018年6月 当社専務取締役 専務執行役員管理本部長（現任）</p> <p>総務・労務、予算管理、経理・財務担当（現在に至る）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>大和交通保谷株式会社 代表取締役社長</p>	36,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	にい くら まゆみ 新倉 眞由美 (1955年1月5日生)	2005年11月 著述業など 2016年6月 当社取締役(現任) (現在に至る)	140,400株
4	た むら やす ろう 田村 泰朗 (1962年9月2日生)	1987年4月 太陽生命保険相互会社入社 2014年4月 太陽生命保険株式会社執行役員 2015年6月 同社取締役 執行役員 2017年4月 同社取締役 常務執行役員 2018年4月 株式会社T&Dホールディングス常務執行役員 2018年6月 同社取締役 常務執行役員 2020年4月 同社取締役 専務執行役員 2020年4月 太陽生命保険株式会社取締役 専務執行役員 (現任) 2020年6月 株式会社T&Dホールディングス専務執行役員 (現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長 株式会社陽栄ホールディング 社外取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者大塚一基氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、当社においては営業企画部長、専務執行役員営業本部長を歴任し、現在は代表取締役社長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
3. 候補者齋藤康典氏は、当社において総務・労務部門を中心に豊富な経験を有しており、現在は専務執行役員管理本部長を務め、総務・労務、予算管理、経理・財務を担当し、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者新倉眞由美氏は、現在当社において取締役を務め、創業家出身の存在感から求心力が高揚し、多様性の観点から取締役会の活性化が図られることから、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 新倉眞由美氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を継続する予定であ

ります。

6. 候補者田村泰朗氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、田村泰朗氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、引き続き同証券取引所に届け出る予定であります。
7. 田村泰朗氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 田村泰朗氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 田村泰朗氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を継続する予定であります。
10. 田村泰朗氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
11. 田村泰朗氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
12. 田村泰朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
13. 田村泰朗氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
14. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。本議案でお諮りする取締役候補者大塚一基氏、齋藤康典氏、新倉真由美氏、田村泰朗氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となり、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告17頁をご参照ください。

【ご参考】

各取締役候補者及び各取締役のスキル・マトリックス（知識・経験・能力等一覧）

氏名	企業経営 経営戦略	ハイタク 業界知見	国際性 海外知見	財務戦略 会計	ICT DX	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理
大塚 一基	○	○		○	○	○	○
齋藤 康典	○	○			○	○	○
新倉真由美			○			○	
田村 泰朗	○		○	○		○	○
前島 忻治	○	○	○	○		○	○
加藤雄二郎		○		○			○
田中 明夫	○			○		○	○

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役の監査役への就任順位は、候補者田村吉央氏を第1順位、候補者大竹栄氏を第2順位といたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

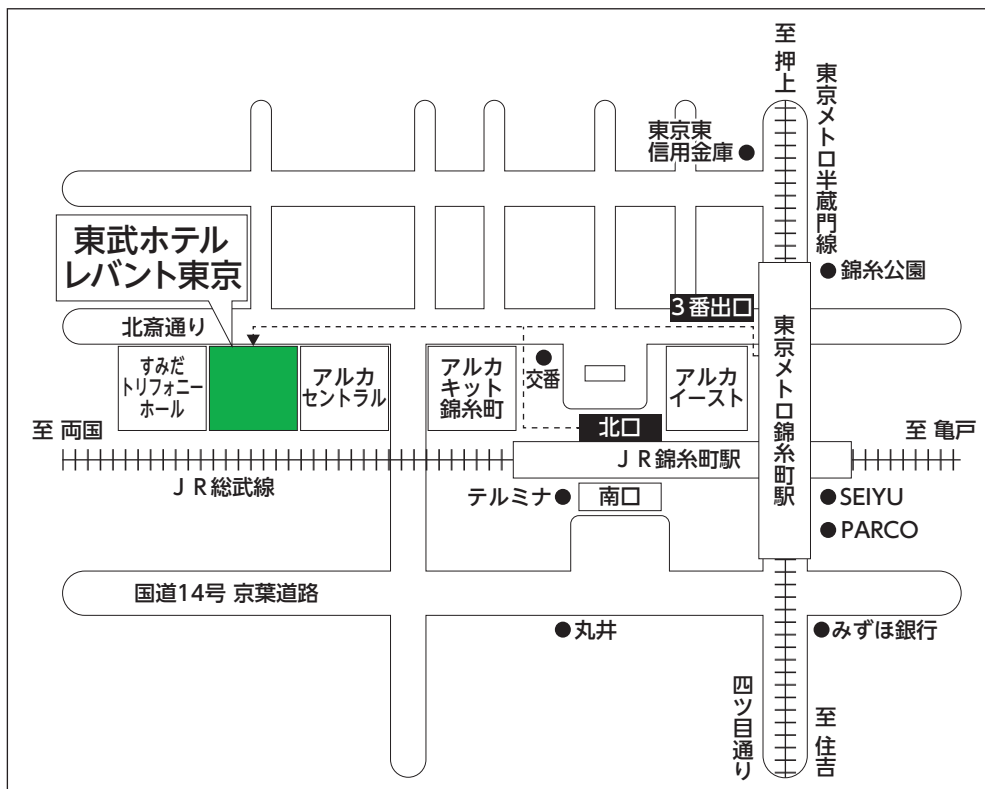
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たむら よしひさ 田村 吉央 (1982年7月5日生)</p>	<p>2008年12月 第一東京弁護士会 登録 長野・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2012年1月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社) 入社</p> <p>2014年1月 ノーサイド法律事務所入所</p> <p>2016年9月 弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員(現任)</p> <p>2020年11月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役(現任)</p> <p>2021年6月 株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員(現任) (現在に至る)</p>	0株
2	<p style="text-align: center;">おおたけ さかえ 大竹 栄 (1961年8月1日生)</p>	<p>1985年10月 監査法人第一監査事務所(現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>1998年5月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 社員</p> <p>2007年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員</p> <p>2010年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 沖縄事務所所長</p> <p>2017年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 退職</p> <p>2017年7月 大竹会計事務所 開業</p> <p>2019年4月 千葉地方最低賃金審議会委員(現任)</p> <p>2019年7月 一般財団法人東京学校支援機構(現公益財団法人東京学校支援機構) 監事(現任)</p> <p>2020年11月 一般財団法人あんしん財団 理事(現任) (現在に至る)</p>	0株

- (注) 1. 候補者田村吉央氏、大竹栄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村吉央氏、大竹栄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、田村吉央氏、大竹栄氏が監査役に就任された場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 田村吉央氏につきましては、同氏が弁護士としてこれまで培ってきました会社法務に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 田村吉央氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士として会社法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 大竹栄氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 大竹栄氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 田村吉央氏、大竹栄氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 田村吉央氏、大竹栄氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. 田村吉央氏、大竹栄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
10. 田村吉央氏、大竹栄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
11. 田村吉央氏、大竹栄氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
12. 田村吉央氏、大竹栄氏が就任された場合は、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
13. 当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。よって、田村吉央氏、大竹栄氏が監査役に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の概要等は事業報告17頁をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階「龍田」
電話 03 (5611) 5511



最寄駅

J R 総武線錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
ただきますようお願い申し上げます。